

那覇市公報

第 1 7 6 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
（ハイサイ市民課）…………… 1147
- 那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1149
- 那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1151

◇訓 令◇

- 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令
（法制契約課）…………… 1154

◇告 示◇

- 市税に関する申告期限等の指定について（納税課）…………… 1156
- 随意契約の公表について（こども教育保育課）…………… 1156
- 市道路線の地番訂正及び区域決定の告示（道路管理課）…………… 1158

◇公 告◇

- 那覇市古波蔵児童館指定管理者募集について（こども政策課）…………… 1160
- 那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集について（子育て応援課）
…………… 1162
- 那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集について（子育て応援課）……
…………… 1163
- 指定管理者の指定申請について（公園管理課）…………… 1165

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1168
---------------------------------	------

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局行政財産使用料規程及び那覇市上下水道局駐車場管理規程の一部を改正する等の規程	1169
---	------

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について	1171
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1173

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について	1174
----------------------------	------

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1761 号の正誤（消防局総務課）	1175
○那覇市公報第 1758 号の正誤（上下水道局総務課）	1176
○那覇市公報第 1762 号の正誤（上下水道局総務課）	1176

規 則

那覇市規則第37号

令和2年7月20日

公 布 済

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第8号）の施行期日は、令和2年8月11日とする。

那覇市規則第38号

令和2年7月20日

公 布 済

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計年度任用職員の採用等) 第3条の2 [略] 2 前項の選考に当たっては、公募を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。 (1) [略] (2) 職務の性質上、公募により難いと任命権者が認める場合 3～5 [略]	(会計年度任用職員の採用等) 第3条の2 [略] 2 [略] (1) [略] (2) <u>公募を行った結果、応募者がいなかった場合</u> (3) <u>公募による選考の結果、当該公募に係る職についての適性を有すると任命権者が認める者がいなかった場合又は採用を辞退した場合</u> (4) <u>職務の性質又は採用の緊急性により、公募により難いと任命権者が認める場合</u> 3～5 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第39号

令和2年7月20日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年那覇市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（年休以外の休暇） 第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 （1）～（12） [略]	（年休以外の休暇） 第13条 [略] （1）～（12） [略] <u>（13） 妊娠中の女性の任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</u> <u>（14） 妊娠中の女性の任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要とされる時間</u>
2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 （1）～（9） [略] <u>（10） 妊娠中の女性の任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で</u>	2 [略] （1）～（9） [略]

<u>各々必要とされる時間</u> <u>(11) 妊娠中の女性の任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間</u> 3 [略]	3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第7号

令和2年7月20日

公 表 済

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成26年那覇市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（入札参加資格の要件） 第3条 入札参加資格は、競争入札に参加しようとする者（法人にあっては、その役員を含む。）が、次に掲げる要件を満たすこととする。 （1）〔略〕 （2）<u>規則第3条第1項の規定に該当する者について、その事実があった後2年を経過していること。</u> （3）～（7）〔略〕	（入札参加資格の要件） 第3条 〔略〕 （1）〔略〕 （2）～（6）〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 142 号

令和 2 年 7 月 7 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長について(令和元年 11 月那覇市告示第 267 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 8 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 2 年 8 月 31 日とする。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 148 号

令和 2 年 7 月 13 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	那覇市立認定こども園等営繕業務委託 (契約期間 締結日から令和3年3月31日)
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	見積書提出（期限：令和2年7月31日）
契約担当課	こどもみらい部こども教育保育課 電話：098-861-2113

※詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 149 号
令和 2 年 7 月 14 日
掲 示 済

市道路線の地番訂正及び区域決定の告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道に認定された路線を次のように地番の訂正をする。

また、道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 地番訂正する路線

整理番号	路 線 名	起 終 点 点		備 考
2379	具志73号	新	字具志839番1～ 字具志888番4	
		旧	字具志843番1号～ 字具志884番4号	

2. 区域決定する路線

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2379	具志73号	字具志839番1～ 字具志888番4	491.7	8.0	

市道路線の区域決定位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第 173 号

令和 2 年 7 月 10 日

掲 示 済

那覇市古波蔵児童館指定管理者募集について

令和3年4月1日からの那覇市古波蔵児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市古波蔵児童館

(2) 位置 那覇市国場 1169 番地 4

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市古波蔵児童館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

3 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

(1) 沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を県内に有するもの。

(2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。

(3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で県内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと（当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません）。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体（グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合）は、応募を行うことができません。

-
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
 - (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
 - (3) 国税及び地方税を滞納している団体
 - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
 - (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等
- 6 申請の方法
那覇市古波蔵児童館指定管理募集要項のとおり。
 - 7 募集要項等の配布
(1) 配布期間 令和2年7月10日（金）～9月9日（水）まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。
 - 8 説明会の開催
業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。
(1) 開催日時 令和2年7月20日（月）
(2) 開催場所 古波蔵児童館
 - 9 お問い合わせ先
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 こども政策課（城島、親川）
電話：098-861-2110（直通） F A X：098-917-0106
-

那覇市公告第 183 号
令和 2 年 7 月 14 日
掲 示 済

那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集について

令和 3 年 4 月 1 日からの那覇市母子生活支援センターさくらの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市母子生活支援センターさくら
- (2) 位置 那覇市首里鳥堀町 4 丁目 99 番地

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市母子生活支援センター条例第 18 条に定めるもののほか、那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集要項のとおり。

3 指定の予定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、那覇市母子生活支援センターさくらの管理を円滑かつ安定して実施する能力を有するとともに、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法と那覇市母子生活支援センターさくらが設置された趣旨を十分に理解し、母子家庭等の自立促進のための熱意と見識のある、社会福祉法人その他これに相当する団体で次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 沖縄県内に登記簿上の本店を有すること。
- (2) 現在、定員 20 名程度の社会福祉施設（入所施設）を運営していること（自治体からの指定管理業務及び業務委託を含む。）。
- (3) 納めるべき税の滞納がないもの。
- (4) 説明会等に参加していること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、那覇市により指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられている団体
- (3) 納めるべき税を滞納している団体

- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- 6 申請の方法
那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集要項のとおり
- 7 募集要項等の配布
(1) 配布期間 令和2年7月7日(火)から令和2年8月7日(金)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。
- 8 公募説明会及び施設見学の開催
(1) 開催日時 令和2年8月7日(金) 午前10時半～12時
(2) 開催場所 那覇市母子生活支援センターさくら
※事前に申し込みが必要となります。また、新型コロナウイルスの動向によ
っては、施設見学を中止する場合があります。
- 9 お問い合わせ先
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 子育て応援課（屋良、仲座、黒島）
電話：098-861-6951(直通) F A X：098-917-2391
-

那覇市公告第 184 号
令和 2 年 7 月 14 日
掲 示 済

那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集について

令和3年4月1日からの那覇市母子・父子福祉センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名称及び所在地
 - (1) 名称 那覇市母子・父子福祉センター
 - (2) 位置 那覇市金城3丁目5番地4 那覇市総合福祉センター1階内
- 2 管理の基準及び業務の範囲
那覇市総合福祉センター条例第18条に定めるもののほか、那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集要項のとおり。
- 3 指定の予定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、那覇市母子・父子福祉センターの管理を円滑かつ安定して実施する能力を有するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法と、那覇市母子・父子福祉センターが設置された趣旨を十分に理解し、母子家庭等の自立促進のための熱意と見識のある、社会福祉法人その他これに相当する団体で次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 本市内に登記簿上の本店を有すること。
- (2) 納めるべき税の滞納がないもの。
- (3) 説明会等に参加していること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、那覇市により指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられている団体
- (3) 納めるべき税を滞納している団体
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体

6 申請の方法

那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集要項のとおり

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和2年7月7日(火)から令和2年8月7日(金)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

8 公募説明会及び施設見学の実施

- (1) 開催日時 令和2年8月7日(金) 午後2時～3時
- (2) 開催場所 那覇市母子・父子福祉センター

※事前に申し込みが必要となります。また、新型コロナウイルスの動向によっては、施設見学を中止する場合があります。

9 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 子育て応援課（屋良、仲座、黒島）
電話：098-861-6951(直通) F A X：098-917-2391

那覇市公告第 189 号

令和 2 年 7 月 17 日

掲 示 済

指定管理者の指定申請について

令和3年4月1日からの那覇市波の上ビーチ広場の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市波の上ビーチ広場

位 置 那覇市若狭1丁目25番（旭ヶ丘公園内）

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市波の上ビーチ広場指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

4 応募資格

（1）指定期間中、ビーチ広場の管理運営を円滑かつ安定に実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない）とする。但し、個人の応募は不可とする。

（2）市税の滞納がないこと。

（3）役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。

（4）会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。

（5）暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（6）共同企業体（グループ結成）での応募について

複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ代表者又は代表となる団体を決定すること。この場合、構成団体間で委任状を作成し協定書を締結すること（応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになる）。

共同企業体を組織する全ての法人若しくは団体は、上記（1）から（5）の資格を満たすこと。ただし、代表者又は代表となる団体以外の構成団体は、那覇市内に主たる事務所を有することを問わない。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募するなど、複数の応募は不可とする。

5 募集要項等の配布

原則、那覇市の公式ホームページ（<https://www.city.naha.okinawa.jp/>）からのダウンロードとするが、必要な方は下記のとおり配布する。

- （1）配布期間 令和2年7月17日（金）から同年9月16日（水）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
- （2）配布時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）
- （3）配布場所 那覇市都市みらい部 公園管理課

6 説明会の開催

那覇市役所9階 会議室（901）

令和2年8月6日（木）午前10時から12時まで

7 募集要項等に関する質問受付期間

令和2年8月7日（金）から令和2年8月28日（金）まで

FAXまたはE-mailのいずれかで提出すること。

なお、電話や口頭等による質問は原則として受け付けない

8 提出書類

- （1）那覇市指定管理者指定申請書
- （2）誓約書
- （3）定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- （4）法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- （5）役員の名簿及び履歴書
- （6）組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （7）指定申請の日の属する事業年度の前事業年度（令和元年度）におけるの財産目録及び収支決算書
- （8）指定申請の日の属する事業年度（令和2年度）における事業計画書及び収支予算書
- （9）指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のビーチ広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- （10）納税証明書
 - ア 法人の場合は、直近3ヵ年の市税の完納証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
 - イ その他団体の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
- （11）その他市長が必要と認める書類

9 募集期間

令和2年8月7日（金）から令和2年9月16日（水）まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

10 申請書類の受付期間

令和 2 年 8 月 7 日（金）から令和 2 年 9 月 16 日（水）まで
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

11 申請書類の提出方法

指定管理者指定申請書（様式 1）のほか、必要書類を公園管理課へ提出すること。（郵送、FAX による提出は出来ない。）

12 問い合わせ先

〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階
那覇市都市みらい部 公園管理課 平良、仲村

T E L 098-951-3239

F A X 098-951-3206

E-mail B-kouen001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 190 号
令和 2 年 7 月 17 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、許可番号及び指令番号
令和 2 年 6 月 22 日 第 H30-協議 01-03 号 那覇市指令ま建指第 984 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町 4 丁目 360 番 8 他 25 筆
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市長 城間 幹子
- 5 検査済証番号
令和 2 年 7 月 14 日 那ま建指第 97 号
- 6 工事完了年月日
令和 2 年 6 月 22 日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 10 号

令 和 2 年 7 月 2 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程及び那覇市上下水道局駐車場管理規程の一部を改正する等の規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局行政財産使用料規程及び那覇市上下水道局駐車場管理規程の一部を改正する等の規程

（那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部改正）

第1条 那覇市上下水道局行政財産使用料規程（平成11年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（<u>駐車使用の額</u>） <u>第4条 前条の規定にかかわらず、車両を駐車させる場合の使用料の額は、次表に定めるとおりとする。</u> 〔表 別記〕 <u>2 前項の規定にかかわらず、駐車券を紛失した場合の使用料の額は、5,000円と定める。ただし、管理者が認める場合においては、この限りでない。</u>	（<u>駐車使用料の額</u>） <u>第4条 前条の規定にかかわらず、上下水道局庁舎用地のうち、管理者が指定する場所において、次に掲げる車両の駐車を職員等に許可するときの使用料の額は、月額1,000円とする。</u> <u>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付自転車</u> <u>(2) 道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

[改正前 別記]

[第4条の表]

施設	使用の形態	額		
		基本料金	入庫から15分以内	無料
上下水道局庁舎	時間駐車		入庫から15分を超えて60分以内	200円
		超過料金	60分を超えて30分までごとに	100円
上下水道局庁舎	職員のオートバイ駐車	月額 1,000円		

（那覇市上下水道局駐車場管理規程の廃止）

第2条 那覇市上下水道局駐車場管理規程（平成19年那覇市上下水道局規程第3号）は、廃止する。

付 則

この規程は、令和2年8月3日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 14 号

令 和 2 年 7 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	更新日
70	琉穂建設工業株式会社	那覇市字国場 907 番地	由浅 太	令和 2 年 6 月 25 日
71	有限会社琉設	那覇市字国場 410 番地 1	山川 和男	令和 2 年 6 月 25 日
75	有限会社當間設備	那覇市小禄五丁目 15 番 地 13	當間 太郎	令和 2 年 6 月 25 日
77	株式会社栄建	那覇市字仲井真 243 番地 の 4	宮城 栄吉	令和 2 年 6 月 30 日
84	株式会社図南冷熱	那覇市与儀二丁目 19 番 10 号	上江洲 宗信	令和 2 年 6 月 30 日
85	尚栄化工株式会社	那覇市具志三丁目 17 番 1 号	平良 昭	令和 2 年 6 月 25 日
86	株式会社東邦	那覇市港町二丁目 16 番 7 号	照喜名 智	令和 2 年 6 月 25 日
87	那覇市管工事協同組合	那覇市西三丁目 4 番 5 号	仲田 一郎	令和 2 年 6 月 30 日
91	沖縄ガスリビング株式会社	那覇市西三丁目 13 番 2 号	島 紀彦	令和 2 年 6 月 30 日
94	株式会社大協開発	糸満市字潮平 348 番地の 1	仲田 一郎	令和 2 年 6 月 30 日

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者	更新日
95	有限会社広設備工業	豊見城市字真玉橋 228 番地	大城 忠	令和2年 6月25日
96	南光開発株式会社	那覇市字国場 1185 番地の6	玉城 功佳	令和2年 6月16日

那覇市上下水道局告示第15号
令和2年7月14日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
475	清水管工	那覇市首里大名町1丁目305番地	清水 公明	令和2年 6月25日
476	島 電 水	名護市字伊差川1094番地	島 勝正	令和2年 7月1日
477	宮本工務店	宜野湾市喜友名1丁目30番19号	宮本 豪	令和2年 7月6日

監査委員告示

那覇市監査委員告示第2号

令和2年7月17日

掲 示 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
石井 恵介	
森田 純匡	
屋嘉比 政樹	
久貝 克弘	
仲村 こず江	

2 監査の事務を補助できる期間

令和2年7月20日から令和3年3月31日まで

正 誤

○那覇市公報第1761号の正誤

2020(令和2)年4月1日付け那覇市公報第1761号に登載された那覇市消防局訓令第8号について、次のとおり訂正する。

ページ218

追加箇所 上から15行目

訂正内容	
訂正前	訂正後
	付 則 この訓令は、令和2年4月1日から 施行する。

○那覇市公報第1758号の正誤

2020（令和2）年2月17日付け那覇市公報第1758号の那覇市上下水道局規程第1号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1865	改正前の下から1行目	願い出る	<u>願い出る</u>
1867	改正前の上から16行目	その契約保証金は本局	<u>その契約保証金は本局</u>
	改正後の上から16行目	契約保証金は本局	契約保証金は、 <u>本局</u>
1868	改正前の下から5行目	<u>「検査員」という。）</u>	<u>「検査員」という。）</u>
	改正後の下から3行目	<u>（施行令167条の15</u>	<u>（施行令第167条の15</u>
1869	改正後の下から16行目	<u>（施行令167条の15</u>	<u>（施行令第167条の15</u>
1871	改正後の上から19行目	持ち込み	持込
	改正前の下から8行目	<u>契約の相手方の</u>	<u>契約の相手方の</u>
1872	改正前の上から1行目	認めるとき	<u>認めるとき</u>
	改正後の上から5行目	認められる場合	<u>認められる場合</u>

○那覇市公報第1762号の正誤

2020（令和2）年4月15日付け那覇市公報第1762号の那覇市上下水道局規程第5号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
506	改正後の下から15行目	（以下この条において「勤務日」という。）	（以下「勤務日」という。）